

「日本教育社会学会 倫理委員会規程(案)」に関するパブリックコメント募集

2021年2月

日本教育社会学会会員 各位

日本教育社会学会・倫理ワーキングでは、倫理規程(2019年9月12日発行)第10条に基づき、倫理委員会規程(案)を作成し検討してまいりました。下記にお示しする規程案は、理事会でも検討されてまいりましたが、このたび会員の皆様方から広くパブリックコメントを募集し、さらに検討を重ねたいと存じます。

つきましては、御多用中のところ恐縮ですが、下記「日本教育社会学会 倫理委員会規程(案)」をご参照のうえ、御意見を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【意見の提出期間】

2021年2月15日(月)～2021年3月3日(水)

【意見の提出方法】

メールで下記へ3月3日までにお送りください。

g003jses-mng@ml.gakkai.ne.jp 宛に、メールの件名を「倫理委員会規程案へのパブリックコメント」とご記入いただき、下記の様式でご提出下さい。

【意見提出様式】

件名: 倫理委員会規程案へのパブリックコメント

氏名等: 所属／部署・身分等／氏名

意見内容: 該当条文を明記の上、記載してください。

【倫理委員会規程案に関する補足説明】

(1) 倫理委員会の設置は、倫理規程第10条ですでに定められておりますが、倫理委員会の性格や役割について、この倫理委員会規程(案)で定めていくこととなります。これは、本学会の倫理問題を委員会として扱う際の基本方針となるとともに、今後の学会法人化にむけての準備作業の一環としても重要となります。

(2) 倫理委員会規程(案)は、本会の研究倫理宣言(2001年10月8日発行)および倫理規程(2019年9月 日発行)の趣旨を実現することを目的として設立予定の「倫理委員会」の組織、役割等に関する規程となります。すでに理事会でも何度も検討を重ねてまいりました。

(3) 倫理委員会規程(案)や倫理委員会の性格については、資料1、資料2をご覧ください。とくにポイントを絞って、Q&Aの形で、皆様の疑問点について回答を用意しています。

(4) 条文の形式や文言・表現等については、最終段階で、再度、法律専門家に検討していただく予定です。

※日本教育社会学会の活性化と社会的責務の実現のため、ふるってご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

倫理ワーキンググループ長 片岡栄美(駒澤大学)

資料リスト

資料1：倫理委員会規程（案）

資料2：倫理委員会規程（案）に関する説明文書、Q&A

資料3：研究倫理宣言と倫理規程の条文

資料1: 倫理委員会規程(案)

日本教育社会学会倫理委員会規程（案）

第1条（目的）

本「倫理委員会」（以下、「委員会」と称する）は、「日本教育社会学会倫理規程」に基づき設置されるものである。委員会は、会員に対して研究・教育・学会活動等における倫理にかかわる啓発を行うとともに、個別の倫理的な問題に関する学会への申立てや質問、相談を受け付け、学会としての対応について協議する。

第2条（委員会の公平性・公正性）

委員会には、公平性・公正性・公共性などの社会規範に基づき判断を行うことが要請される。

第3条（委員会構成）

- 1 委員会は5名以内で構成される。
- 2 委員長は、会長が理事の中から指名し、理事会の選任決議を経て、委嘱される。
- 3 委員長は、委員の多様性に配慮し、会員から4名以内の委員を選出し、うち1名を副委員長とする。
- 4 委員会は、理事会の承認を得て発足する。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき、あるいは、委員長に対する申し立て等の際には、委員長に代わって委員会を主宰する。
- 6 委員の任期は、理事の任期と同期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。
- 7 委員長は、必要に応じて理事会の承認のもとで、弁護士その他の非会員の専門家を臨時委員として選出することができる。

第4条（職務）

- 1 委員会は、「日本教育社会学会研究倫理宣言」「日本教育社会学会倫理規程」等の内容について、広く会員への周知と啓発に努める。

- 2 委員会は、会員の研究・教育・学会活動等における倫理的な問題に関する学会への質問と相談を受け付け、「日本教育社会学会研究倫理宣言」「日本教育社会学会倫理規程」等に基づき、学会としての対応について協議する。
- 3 委員会は、個別の案件ごとに必要に応じて第6条に規定する調査委員会を設置し、意見を求めることができる。
- 4 委員会は、学会に寄せられた質問と相談に関する協議結果を理事会に報告し、質問・相談に対する学会としての回答・通知等を行う。
- 5 委員会は、「日本教育社会学会研究倫理宣言」「日本教育社会学会倫理規程」等の内容を必要に応じて見直し、検討結果を理事会に報告する。

第5条（申立てとそれへの対応）

- 1 申立人は、会員であることを問わない。また、その申立ては、正副委員長が受け付け、第4条の規程に基づき委員会において協議される。
- 2 虚偽の申立ては、倫理的な問題として調査の対象となる。
- 3 学会および委員会は、申立人が申立てを理由として不利益を受けることがないように、十分に配慮しなければならない。

第6条（調査委員会）

- 1 委員長は、委員会の協議にもとづき、調査委員長および若干名の調査委員を選出する。会員以外から調査委員を選出することは妨げない。
- 2 調査委員長および調査委員の任期は、当該の申立てに関する対応が終了するまでの期間とする。
- 3 調査委員会は、「日本教育社会学会倫理規程」に基づき、関係事項の調査を行い、その結果を速やかに委員会に報告する。

第7条（守秘義務）

委員会および調査委員会において調査、審理、審議に関わった者は、何人もそこで得た情報を他に漏らしてはならない。

（附則）

本規則は2020年〇月〇日から施行する。

本規程の改訂は、理事会の議を経るものとする。

資料2: 倫理委員会規程(案)に関する説明文書

1. 倫理委員会規程および倫理委員会設置の意義の確認

研究倫理宣言や倫理規程でも示されたように、公正さや学問的誠実性を根底において、研究・教育・学会活動を実践することが、学会と会員全体に求められている。本学会は、理念として研究倫理宣言を共有し、倫理規程をもつことができた。この方向性をより現実化するためのひとつのステップとして倫理委員会を設置することに大きな意義がある。

倫理委員会を設置する意義は、本学会員が研究倫理を遵守し、健全な学会活動、研究・教育活動を継続できるよう学会として継続的な努力を行うことにある。さらに、研究倫理宣言や倫理規程の理念にそぐわない行動を学会員におこさせないということを理想とし、啓発活動にも関与することが重要であると考えられる。

倫理委員会規程（案）は、倫理委員会の組織、職務、役割、活動等に関する基本方針を定めるものである。倫理委員会の活動や実践には現実的な制約も多く、すべての会員が望むような具体的な活動や実践を倫理委員会が行えるとは限らない。しかしこの委員会があることで、われわれ学会は研究倫理宣言や倫理規程の理念を広め、会員の共通価値として維持していく努力を継続することができると思う。また、その活動内容にかかわらず、さまざまな問題の受け皿を設置することの意義は大きい。問題解決への受け皿を持たない選択とは、倫理宣言や倫理規程の方向等は相いれないことを自覚し、その価値の実現に少しでも近づけることを学会の共通価値として持つ必要があるだろう。それゆえ、倫理委員会の存在そのものが重要な位置づけにあるといえる。

学会員の研究・教育・学会活動並びに社会活動により被害を受けた者をなくす努力をするということは、予防・啓発的なものだけでなく、被害にあった人々を放置せず、救済への道筋へとたどりつけるよう協同して手をさしのべていくという決意の表明である。それゆえ学会員の研究の調査対象となったことで被害をうけた人々や子ども、あるいは学会員の研究・教育等の活動によって被害にあった人々の声を受けとめるとともに、本学会より他に申立ての機会のない人々を遮断したり放置しないという、倫理的態度を学会として決意することである。

2. 倫理委員会規程(案)の性格と倫理委員会の役割

本規程は、倫理委員会の組織や運営に係る基本方針を提示し、運用に資することにある。主な倫理委員会の役割は、以下の通りである。

- 倫理委員会の窓口機能として、①申立ての窓口、②相談の窓口の2つがある。
- 倫理委員会の役割として、①相談機能、②問題解決のための情報提供機能、③会員への啓発活動、④倫理関連の情報収集活動などがある。

3. 倫理委員会に関するQ&A

Q 1. 倫理委員会は申立てのあったすべての案件について、調査をしたり、問題解決の直接的な対応をしてくれるのでしょうか。

A. 現実的な倫理委員会の対応については、学会として実現可能なこととそうでないことがあるので、活動内容に一定の限定や限界があると予想できます。そのため、申立てのあったすべての問題に、倫理委員会が直接的な解決に向けて対応できるということではありません。

こうしたスタンスで、まずは倫理委員会の運用を開始し、その経験や情報を蓄積することがなによりも肝要であると倫理WGではとらえています。

Q 2. 第4条4項について、倫理委員会は学会に寄せられた申立て内容や相談内容を、理事会にすべて開示して、理事会でも審議するのですか。

A. 他の委員会と同様に、倫理委員会も理事会報告を行います。個人情報は厳格に守られます。細かな相談や指導・助言については、他の委員会同様に詳細な内容を開示せず事後報告することとなると思われます。従って、倫理委員会での対応すべてについてその都度、理事会に意思決定を求めらるわけではありません。理事会で報告・審議されるのは、審議が必要と倫理委員会が判断する重要

な案件や内容についてであり、それらは時間がかかっても理事会での判断をあおぐなどの手続きを踏み、慎重に判断することとなるでしょう。

Q 3. 倫理委員会の運用についての細則はないのですか？

A. 倫理委員会規程は、基本方針を示すものであり、運用上の細則を示すものではありません。運用上の細則は、委員会が発足後に事例を積み重ねていく中から必要に応じて作られると考えています。

資料3: 研究倫理宣言と倫理規程

[研究倫理宣言]

日本教育社会学会研究倫理宣言

日本教育社会学会および会員は、人間の尊厳を重視し、基本的人権を尊重すべき責任を有している。その活動は、人間の幸福と社会の福祉に貢献することを目的とする。

会員は、学問水準の維持向上に努めるのみならず、教育という人間にとって重要な営みを対象としていることを深く自覚し、自らの行為に倫理的責任をもたなければならない。

会員は、学問的誠実性の原理にもとづき、正直であること、公正であることに努め、他者の権利とその成果を尊重しなければならない。

会員は、専門家としての行為が、個人と社会に対して影響があることを認識し、責任ある行動をとらなければならない。

学会および会員は、この宣言を尊重して行動し、宣言の精神を広く浸透させるよう努めなければならない。

2001年10月8日
日本教育社会学会

【日本教育社会学会倫理規程】

日本教育社会学会は、研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき基本理念として「日本教育社会学会研究倫理宣言」を発表している。本学会はこの「研究倫理宣言」の趣旨を達成するため、「日本教育社会学会倫理規程」を設ける。本倫理規程は、日本教育社会学会員が心がけるべき倫理コードを示すものであり、会員は、本規程を十分に認識し、遵守しなければならない。

第1条 基本的人権の尊重

日本教育社会学会（以下、本会）および会員は、基本的人権を尊重し、人間の幸福および社会の福祉への貢献を目指して、研究、教育その他社会活動に努めなければならない。

第2条 社会的責任

本会および会員は、教育社会学にかかる研究および教育その他社会活動が社会からの信頼により成立していることを認識し、自らの活動が社会に与える影響を自覚し、公正かつ誠実な活動に努めなければならない。

第3条 社会調査の倫理

1〔調査研究の社会的影響に対する自覚〕会員は、調査研究が調査対象者および調査フィールドに対して社会的影響を及ぼし得ることを自覚し、倫理に反する調査の実施を避けなければならない。

2〔プライバシーの保護と人権の尊重〕会員は、研究活動において知り得た情報を不当に利用してはならず、また、とりわけ調査対象者のプライバシーの保護および基本的人権の尊重に最大限努めなければならない。

3〔インフォームド・コンセント〕会員は、研究にあたっては、別に定める例外によらないかぎり、その目的、過程全般、成果の公表方法、終了後の対応等をあらかじめ調査対象者・その保護者等に対して十分に説明し、調査対象者あるいはその保護者等から調査に対する同意を得なければならない。

第4条 差別的な取り扱いの禁止

会員は、研究、教育その他社会活動にあたっては、社会の多様性を尊重しなければならないが、また、性別、年齢、出自、経歴、宗教、人種、エスニシティ、国籍、言語、障害、健康状態、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、思想信条、家族状況等を理由として差別的な取り扱いをしてはならない。

第5条 ハラスメントの禁止

会員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。

第6条 研究不正の禁止等

1〔捏造・改ざんの禁止〕会員は、研究にあたっては、理由の如何を問わず、データを捏造し、または改ざんしてはならず、また、取得したデータの適切な保管および管理に努めなければならない。

2〔剽窃・盗用の禁止〕会員は、研究のオリジナリティを尊重しなければならないが、また、理由の如何を問わず、他人の研究を剽窃し、または盗用してはならない。

第7条 その他の不正行為の禁止

1〔研究資金の適正な取り扱い〕会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

2〔発表倫理の遵守〕会員は、二重投稿、ギフト・オーナーシップ（研究に実質的な関与のない者を著者とする）、ゴースト・オーナーシップ（研究に重要な関与のある者を著者から外すこと）その他の発表倫理に反する行為をしてはならない。

3〔利益相反の禁止〕会員は、所属機関、資金提供者、情報提供者等との間で、本規程に反する契約をし、または約束をしてはならない。

第8条 相互連携と研鑽等

1〔相互連携〕会員は、教育社会学の専門家として、専門的能力の維持および向上に努めるとともに、教育社会学の発展および普及を目指して相互に連携および協力をしなければならない。

2〔相互批判・相互検証の場の確保〕本会は、研究および教育活動に関する倫理の啓発、研究の相互批判

および相互検証の場の確保に努めなければならない。

3〔倫理の研鑽と啓発〕会員は、研究および教育活動に関する倫理を学び、自己研鑽および倫理の啓発に努めなければならない。

第9条 社会的還元

会員は、社会的還元に留意して研究活動を行うとともに、研究の公共性および社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努めなくてはならない。

第10条 規程の運用

1〔倫理委員会〕本会は、本会の活動における倫理的な問題に対応するため、別に定める「日本教育社会学会倫理委員会規程」により、本会に「日本教育社会学会倫理委員会」を置く。

2〔倫理ガイドラインの策定〕本規程の施行に際しては、具体的な運用のための「日本教育社会学会倫理ガイドライン」を別に定める。

付則

1.本規程は、2019年9月12日より施行する。

2.本規程の変更は、日本教育社会学会理事会の議を経るものとする。

以上

文責：片岡栄美